

(営繕工事版)週休2日取組促進型工事实施要領の改定について

滋賀県土木交通部建築課

- 建築課が発注する営繕工事では、建設業における働き方改革の推進の観点から、平成30年度より、週休2日の取組状況に応じて労務費を補正する「週休2日促進工事」を実施しています。
- 国土交通省の営繕工事が令和7年度より工期中の全ての週における週休2日の確保に向けた取組を推進するために発注方式等を見直されたことから、国に準じて実施要領を改定します。

◎改定概要

発注方式

次のいずれかの方式でにより発注する。

発注方式	対象期間の現場閉所※1の状況		
	完全週休2日(土日) 全ての週※2で2日※3以上	月単位の週休2日 (全ての月で4週8休以上)	通期の週休2日 (全体で4週8休以上)
完全週休2日(土日)Ⅰ型	受注者が選択※4	必須	必須
完全週休2日(土日)Ⅱ型	受注者が選択	受注者が選択	必須

※1 分離発注工事の場合は、発注工事単位で現場作業が無い状態(現場休息)とする。

※2 原則として土曜日から金曜日の7日間とする。

※3 原則として土曜日および日曜日を現場閉所日に指定する。土曜日または日曜日を現場閉所日としない場合は当該曜日に代わる曜日を現場閉所日に指定する。

※4 受注者が工事着手前に発注者と協議する。

労務費等の補正

- ・現場閉所の状況に応じた労務費および現場管理費の補正係数を設定
- ・予定価格の作成に当たっては、対象期間の全ての週で2日以上現場閉所を行うことを前提として労務費および現場管理費を補正
- ・現場閉所の達成状況を確認し、対象期間の現場閉所の状況が各水準に満たない場合は、水準に応じた補正分を減額変更

対象期間の現場閉所の状況	補正係数	
	労務費	現場管理費
完全週休2日(土日)	1.02	1.01
月単位の週休2日	1.02	なし
通期の週休2日	なし	なし

工事成績評定

- ・従来から標準の評価項目として設定している「休日・代休の確保」において適切に評価。明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は減点

適 用

- ・本取扱いは、令和7年7月1日入札公告から適用